

兵庫県中小企業等特別高圧電力 価格高騰対策一時支援金（第5期）

申請の手引き

よくある申請誤りおよび問合せ

下記について申請前に必ずご確認ください。

よくある申請誤り

・「特別高圧電力」（またはそれに由来する電力）の使用のない事業者からの申請

今回の支援金は、国の電気料金支援対象外である「特別高圧電力」（またはそれに由来する電力）について兵庫県が支援するものです。

自事業所（工場、商業施設、オフィスビル等）での使用電力が支援対象となるかご確認の上、申請してください。
(P3参照)

・会社法上の会社等または土業法人に該当しない法人からの申請

申請者が法人の場合、会社法上の会社等または土業法人に該当することをご確認の上、申請してください。
(P9参照)

よくある問合せ

・複数のテナント(店舗)をまとめて申請できるか否か

同一事業者・法人であっても、各テナント(店舗)ごとに申請する必要があります。

・みなし大企業に該当するか否か

中小企業者であっても「みなし大企業」に該当する場合は支給対象外となります。
「みなし大企業」の要件に当てはまらないことをご確認の上、申請してください。 (P7・8参照)

1. 対象事業者
2. 支給
3. 申請手続
4. 申請画面の入力と必要書類の添付
5. 申請から支給までの流れ
6. その他
7. お問い合わせ

1. 対象事業者について

今回の支援は「特別高圧電力」の使用電力量が対象となります。下記をご確認の上、申請を進めてください。

支援金の支給対象

- 今回の支援金は、**国の電気料金支援対象外**である「**特別高圧電力**」（またはそれに由来する電力）について**兵庫県が支援**するものです。

電力種別	電圧	主な使用場所	支援対象
特別高圧	7,000V超	大規模な施設や工場等	兵庫県が支援を実施
高圧	7,000V以下	主に企業	支援対象外 国がすでに支援を実施中 電力会社等を通じて電気料金を値下げ
低圧	600V以下	主に家庭	

「高圧」電力は対象外ですのでご注意ください

自事業所(工場、商業施設、オフィスビル等)の特別高圧電力の使用有無につきましては、下記にてご確認いただけます。

- ✓ 電力会社との受電契約書
- ✓ 電気料金の請求書や検針票等

施設等に入居されている場合は下記2点をご確認ください。

- ✓ 入居施設が**特別高圧電力**を受電していること
- ✓ 入居テナントの使用電力は特別高圧電力に由来するものであること(入居していることが確認できる書類が必要)

1. 対象事業者について

次の「(1) 支給要件」①～③をすべて満たし、かつ、「(2) 支給対象外事業者」のいずれにも当てはまらない事業者であることが必要です。

(1) 支給要件

① 次のア又はイを満たすこと

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者
ただし、みなし大企業（P7・8参照）は対象外とします。

- 会社は、下表の業種に応じて、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員数のいずれかの要件に該当すれば中小企業者です。（P9参照）
- 個人事業主は、下表の業種に応じて、常時使用する従業員数の要件に該当すれば中小企業者です。

業種 (p.10参照)	会社		個人事業主
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種 (②～④)を除く)	3億円以下	300人以下	
②卸売業	1億円以下	100人以下	
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	
④小売業	5,000万円以下	50人以下	

1. 対象事業者について

- イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6～8号に規定する以下の組合
 - 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会 等

② 次のウ又はエを満たすこと

- ウ 兵庫県内の事業所（工場、商業施設、オフィスビル等）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電していること
- エ 特別高圧で受電している兵庫県内の工場、商業施設、オフィスビル等に入居し、特別高圧電力使用にかかる料金を負担していること

③ 申請日において事業活動の実態があり、引き続き事業を継続する意思があること

1. 対象事業者について

(2) 支給対象外事業者

- ① 電力価格の高騰の影響に関し、申請事業所について、支援金の支給の決定の日までに、国、兵庫県又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けている者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織又は団体
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（※）
- ⑥ 申請内容が本支援金の趣旨にそぐわない者

※暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、以下の者を指します。

- (1) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいいます。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- (2) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- (3) 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

1. 対象事業者について

中小企業者であっても下記のみなし大企業に該当する場合は支給対象外となります。

みなし大企業

「みなし大企業」とは、次の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者です。

なお、国及び自治体等の公的機関は①～③において「大企業」を「公的機関」に読み替えます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

①～③：親会社が大企業のケース

大企業と①～③の関係にある場合は、「みなし大企業」に該当します。

- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

④・⑤：親会社が「みなし大企業」のケース ※ 親会社が大企業ではなくても「みなし大企業」に該当するため注意！

- ・「みなし大企業」である中小企業と④・⑤の関係にあれば「みなし大企業」に該当します。 例①
- ・複数の「みなし大企業」により、株式・出資価格の総数・総額、もしくは役員の総数を占められている場合も「みなし大企業」に該当します。 例②

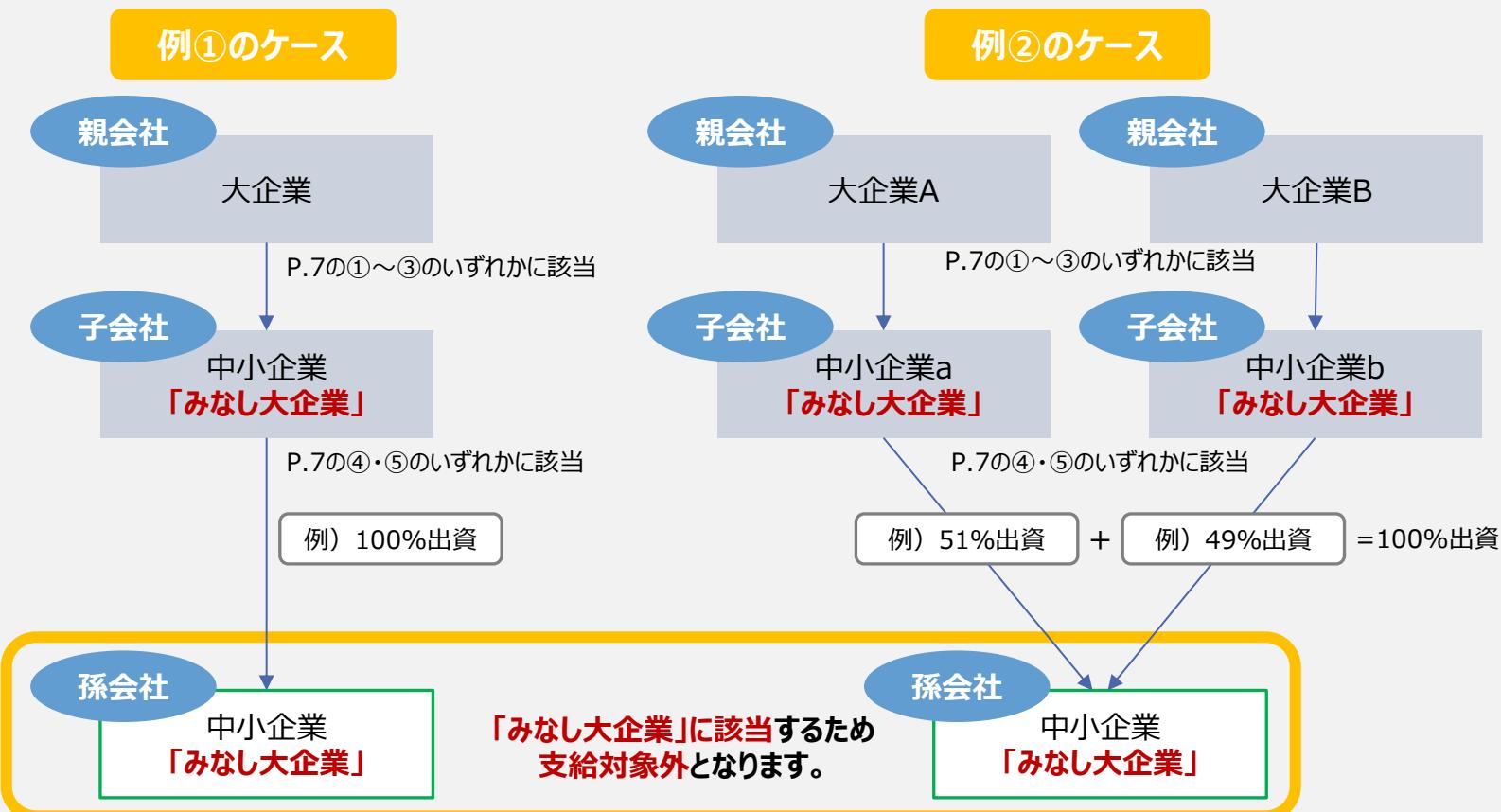
※上記①～⑤にいずれか一つでも当てはまる場合、支給対象外となります。全てにあてはまらないことをご確認の上、申請してください。

1. 対象事業者について

大企業と出資や役員などの関係が無くても、「**みなし大企業**」に該当する場合があります。

みなし大企業

自社の発行済株式の総数や出資総額、役員総数を占めている企業が「みなし大企業」の場合、
自社も「みなし大企業」に該当し、支給対象外となります。



1. 対象事業者について

会社

「会社」とは、次のいずれかに該当する者です。

会社法上の会社等	士業法人
<ul style="list-style-type: none">・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）	<ul style="list-style-type: none">・弁護士法に基づく弁護士法人・公認会計士法に基づく監査法人・税理士法に基づく税理士法人・行政書士法に基づく行政書士法人・司法書士法に基づく司法書士法人・弁理士法に基づく特殊業務法人・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

＜対象外となる法人＞

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、有限責任組合（LLP）など

常時使用する従業員数

「常時使用する従業員数」とは、日々雇い入れられる者や2ヵ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4ヵ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員数とし、申請日の人数とします。

1. 対象事業者について

業種については、以下の日本標準産業分類上の分類とします。

業種の対応表

第14回改訂（令和6年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (織維・衣服等卸売業) 中分類52 (飲食料品卸売業) 中分類53 (建築材料・鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)
小売業	大分類 F (電気・ガス・熱供給・水道業)のうち 細分類3313 電気小売業 細分類3413 ガス小売業 大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食料品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報政策に附帯するサービス業) 大分類 H (運輸業、郵便業) のうち 細分類4892 レッカーロードサービス業 大分類 K (不動産業・物品販貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品販貸業) 大分類 L (学術研究・専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業・飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) 大分類 P (医療、福祉) 大分類 Q (複合サービス事業) 大分類 R (サービス業(ほかに分類されないもの))
製造業その他	上記以外のすべて

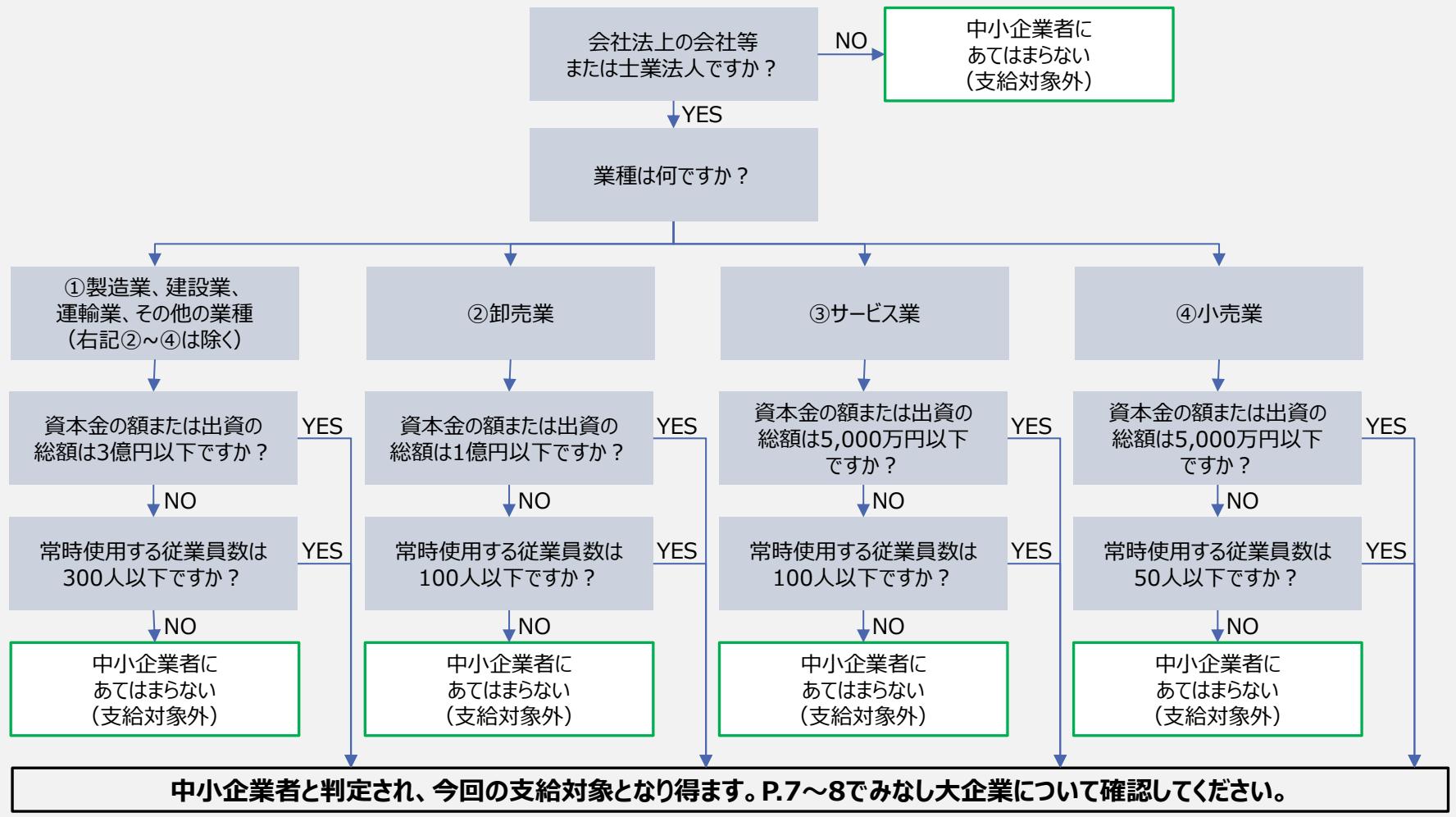
※ 詳細については、以下の総務省HPをご参照下さい。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#a

1. 対象事業者について

法人の場合は、下記のチャートを参考に中小企業者であることを確認の上、申請を進めてください。

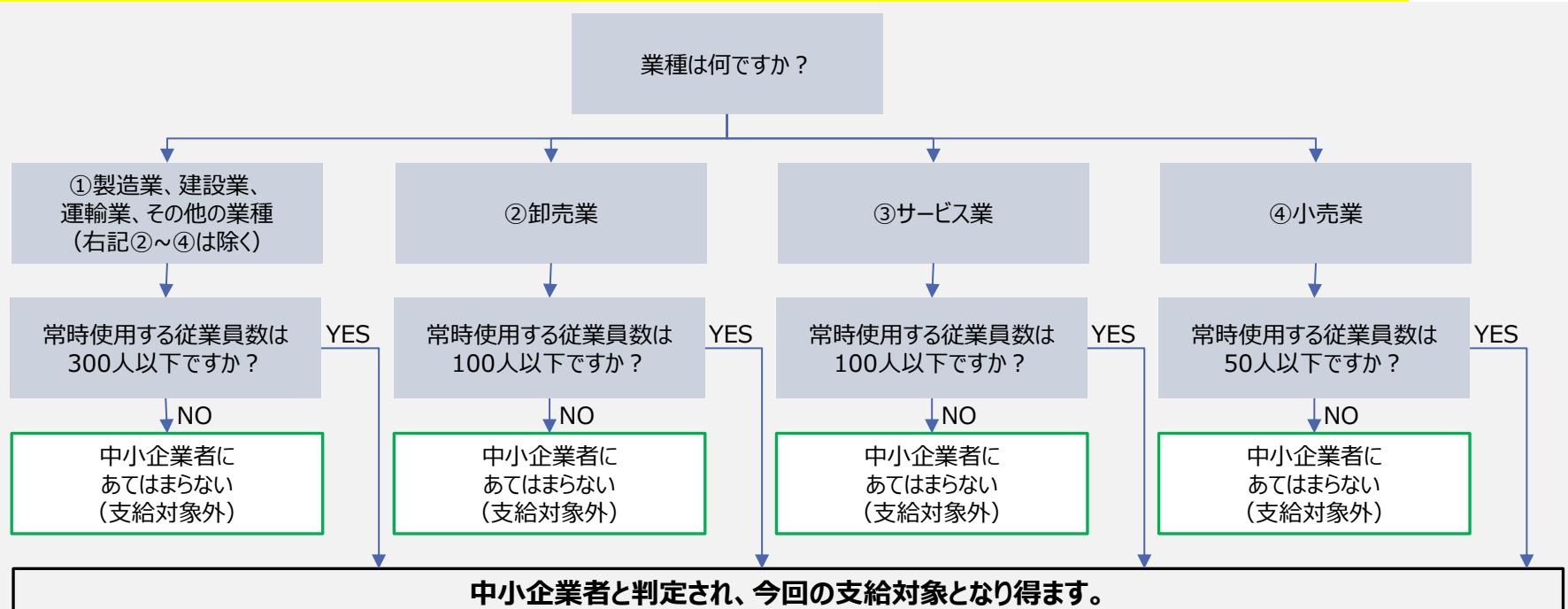
支給対象事業者（中小企業者であるか）の判別方法（法人の場合）



1. 対象事業者について

個人事業主の場合は、下記のチャートを参考に中小企業者であることを確認の上、申請を進めてください。

支給対象事業者（中小企業者であるか）の判別方法（個人事業主の場合）



1. 対象事業者について

中小企業者であるかどうか疑義がある場合は以下のページで確認の上、申請を進めてください。

中小企業者であるか迷った場合の確認方法

中小企業者であるかの判断に迷った場合は、下記ホームページをご確認ください。

【中小企業庁ホームページ FAQ <中小企業の定義に関するよくある質問>】

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01_teigi.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) for small and medium enterprises (Chusho). The top navigation bar includes links for "本文へ" (Back), "サイトマップ" (Site Map), "English" (English version), "文字サイズ" (Text Size), and "標準" (Standard) and "大" (Large) buttons. A search bar with a magnifying glass icon is also present. The main menu features five categories: "中小企業庁について" (About the Ministry), "審議会・研究会" (Advisory Committees and Research Institutes), "白書・統計" (White Papers and Statistics), "政策について" (About Policies), and "申請・お問合せ" (Application and Consultation). Below the menu, a breadcrumb trail indicates the current page: ホーム > 中小企業庁について > 中小企業・小規模企業者の定義 > 中小企業の定義に関するよくある質問. The main content area is titled "中小企業の定義に関するよくある質問" (Frequently Asked Questions about Enterprise Definitions). A list of four questions is provided, each preceded by a blue square icon:

- Q1:中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義を教えてください。
- Q2:中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。
- Q3:中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。
- Q4:中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われますか。

2. 支給

※支援金の支給は1事業所につき1回限りです。

(1)申請者区分

区分	支援対象となる電気料金
特別高圧電力受電施設 ・施設管理者（自施設で特別高圧電力の契約を締結している者）であり、入居するテナント事業者がない場合	使用した特別高圧電力に係る電力量に応じた電気料金
特別高圧電力受電施設 ・施設管理者であり、入居するテナント事業者がある場合	<ul style="list-style-type: none">○子メーターがある場合 入居するテナント事業者に請求した分を差し引いた使用電力量に応じた電気料金○子メーターがない場合 原則対象外であるが、すべてのテナント事業者が使用した電力量に係る証明書の提出があれば、子メーターがある場合に準じて、支援対象とすることができます。
入居テナント事業者 特別高圧電力受電施設に入居するテナント事業者	<ul style="list-style-type: none">○子メーターがある場合 使用電力量に応じた電気料金○子メーターがない場合 原則対象外であるが、施設管理者からテナント事業者が使用した電力量に係る証明書の交付があれば支援対象とすることができます。

2. 支給

(2) 支給額

以下①と②の合計額。ただし、申請額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で按分して支給します。その結果、申請額よりも支給額が少なくなる場合があります。

[事例]

- 申請額 100万円
- 申請額の合計額が予算総額の1.25倍の場合
⇒支給額は $100\text{万円} \times 1 / 1.25 = 80\text{万円}$ になります。

① 令和7年7月・9月の使用電力量に支給単価を乗じた金額

支給単価 1 kwh当たり1.0円

② 令和7年8月の使用電力量に支給単価を乗じた金額

支給単価 1 kwh当たり1.2円

※①と②の合計額に千円未満の端数が生じた場合は切捨てします。

※ 電力の使用期間が1日（ついたち）を含む月の請求書等に記載の使用電力量を当該月の月間使用電力量とします。

[例] 電力使用期間6/15～7/14の電気料金請求書

⇒6/15～7/14の期間は7/1を含むため、7月の使用電力量とします。

3. 申請手続

(1) 申請受付期間

令和7年11月17日（月）～令和7年12月19日（金）

(2) 申請方法

オンライン申請のみです。

以下のURLから特設サイトにアクセスし申請フォーム画面にお進みください。

URL : <https://hyogo-kouatsu.com/>

4. 申請画面の入力と必要書類の添付

以下の申請書類をオンラインにて提出してください。

提出した書類はいかなる理由でも返却いたしません。

なお、審査の過程で追加書類の提出をお願いする場合があります。

※必ず以下の申請書類に関する注意事項をご確認ください。

【申請書類（オンライン入力）】

- ① 申請書
- ② 誓約・同意書

【添付書類】

- ① 令和7年7月から同年9月分の使用電力量及び電気料金が確認できる書類の写し
- ② 通帳の写し
- ③ 代表者の本人確認書類の写し（個人事業主のみ）
- ④ 履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）
- ⑤ 直近の確定申告書又は開業届の写し（個人事業主のみ）
- ⑥ 特別高圧電力の受電契約が確認できる書類の写し（特別高圧電力受電施設のみ）
- ⑦ 特別高圧電力を受電する施設に入居していることがわかる書類の写し（入居テナント事業者のみ）

添付書類②～⑦は、第4期（令和7年6月2日から6月30日受付）受給者で、前回申請時と記載内容に変更がない場合（⑤は申告額等の変更は除く）は提出を省略することが可能です。

※第3期（令和6年11月15日～12月13日受付）受給者で、第4期を受給されていない場合は、第3期申請時から変更がなければ、省略可能です。

4. 申請画面の入力と必要書類の添付

◆添付書類に関する注意事項

書類名	説明・補足事項
① 令和7年7月から9月分の使用電力量及び電気料金が確認できる書類の写し	電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせ、検針票、Webサービスページの写し等 ・期間途中から対象事業所において事業を開始した場合は、事業開始日の使用分から申請することができます。（事業開始の準備期間を含む。） ・書類を紛失した場合は再発行してもらう等してください。確認できる書類の添付がない月分は支給できません。また、申請後に、確認できる書類を追加で提出し、申請額を変更することはできません。 ・テナントが入居している施設管理者が自己負担分を申請する場合は、電力料金請求内訳書等のほか、自己負担分と各テナント負担分の内訳が分かる資料を添付してください。 子メーターがなく、負担分の内訳が分かる資料がない場合は事務局へご相談ください。
② 通帳の写し	金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認可能なページ(通帳の表紙、表紙をめくったページの両方等)(※電子通帳等、紙媒体の通帳がない場合は画面キャプチャ等で可) (注)貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません。 通帳の写しは、申請書に入力した振込希望口座と同じ口座名義人のものを添付してください。 法人が申請する場合は法人名義の口座であることが必要です。（法人代表者の個人名義の口座では原則受付できません。）
③ 代表者の本人確認書類の写し（個人事業主のみ）	個人事業主本人の住所、氏名、生年月日及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請日において有効なもので、記載の住所が申請時の登録住所と同一のものに限ります。 ※次のうちいずれか1つを提出 •運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可） •個人番号カード（マイナンバーカード）（オモテ面のみ） •写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） •在留カード •特別永住者証明書 •外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る） •身体障害者手帳 •療育手帳 •精神障害者保健福祉手帳

4. 申請画面の入力と必要書類の添付

◆添付書類に関する注意事項

書類名	説明・補足事項
④ 履歴事項全部証明書の写し (法人のみ)	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
⑤ 直近の確定申告書又は 開業届の写し (個人事業主のみ)	税務署等の受付印があるもの（電子申告の場合は、e-Taxシステムから受信した受信通知の写し等）
⑥ 特別高圧電力の受電契約 が確認できる書類の写し (特別高圧電力受電施設のみ)	受電契約書等で、施設名、施設所在地、施設管理者名、電力会社名、 契約期間、特別高圧であることが確認できるページ
⑦ 特別高圧電力を受電する施 設に入居していることがわかる 書類の写し (入居テナント事業者のみ)	賃貸借契約である場合は、施設名、施設所在地、施設管理者名、テナント 事業者名、契約期間、電気料金の負担方法等が確認できるページ 分譲その他の場合にあっては、入居している事実が確認できる書類の写し

4. 申請画面の入力と必要書類の添付

◆ 申請書類の審査

- 申請書類の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した追加書類の提出がない場合には、

申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。

- 必要に応じて、現地調査を行う場合があります。その際は対応をお願いします。
- 支援金の不支給が決定したときは、電子メールで送付します。（支給の場合も別途電子メールで通知します。）

◆ 兵庫県特別高圧電力価格高騰対策一時支援金の支払

- 申請書において指定した口座に振り込みます。
振込名義は「ヒヨウゴトクベツコウアツシエンキン」とする予定です。
- 振込先の口座は申請者の本人名義の口座、法人の場合は法人名義の口座に限ります。
- 一時支援金に関する振込通知書はありません。申請時に使用したマイページのスクリーンショット（申請金額が分かる部分）、通知メールの文面、振込された通帳ページ等を証憑として保管してください。**

4. 申請画面の入力と必要書類の添付

必要添付書類を提出する際、以下ルールに従って書類を提出してください。

オンライン申請における注意事項

1. 添付書類はどの事業所に関する書類であるかを明確に把握するため、ファイル名を「事業所名_書類名」に変更し、アップロードしてください。
例：「〇〇株式会社 神戸店_電力料金の請求書」
2. 必要項目が確認できる書類をアップロードしてください。
(画像等が不鮮明な場合、申請が不備になる場合があります。)
3. 虚偽の申請をした場合、支援金の支給ができない場合があります。

5. 申請から支給までの流れ

時期	内容	特記事項
11月17日～12月19日	申請受付	
11月17日～1月下旬	審査・修正依頼 不支給通知 (電子メール)	書類に不備があり、指定期日までに修正がない場合は不支給となります。
1月下旬	支給額の通知 (電子メール)	申請額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で按分の上、申請額よりも少ない金額で支給額を通知する場合があります。
2月中旬	振込	口座エラー等により入金時期が遅れる場合があります。

6. その他

◆ 個人情報・法人情報の利用

以下のことでについて予めご了承ください。これら以外の目的で、申請書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）は使用しません。

- ・支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、公益財団法人ひょうご産業活性化センター及び同センターから事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じて、営業許可の有無や欠格事項の有無を確認するため、兵庫県、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・支援金の支給後に、支援金の財源を負担する兵庫県に対して申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

◆ 支援金の返還

- ・支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により当該支援金を受給した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。
- ・公益財団法人ひょうご産業活性化センターが指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じます。
- ・偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。その場合は事業者名を公表することがあります。

7. お問い合わせ

ご不明な点はコールセンターまでお電話ください。

兵庫県中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金事務局コールセンター



078-391-6956

【コールセンター設置期間】令和8年2月27日(金)まで

受付時間 平日9:00～17:00(土日祝、12/29～1/3を除く)

※問い合わせ状況によって、お待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。

※品質向上のため、通話を録音させていただくことがあります。

※お問い合わせの前に、必ず本申請の手引きやQ & A等を確認し、それでもなお不明な点がありましたら問い合わせください。